

平成 24 年度

(第 1 期)

事業報告及び計算書類等

自 平成 24 年 4 月 1 日

至 平成 25 年 3 月 31 日



株式会社 国際協力銀行

目 次

【事業報告】

事業報告	1
1 当行の現況に関する事項	1
2 株式に関する事項	9
3 新株予約権等に関する事項	10
4 役員に関する事項	10
5 会計監査人に関する事項	12
6 業務の適正を確保するための体制	12
7 会社の支配に関する基本方針	14
附属明細書（事業報告関係）	15

【計算書類】

1 株式会社国際協力銀行	17
2 国際協力銀行業務勘定	42
3 駐留軍再編促進金融勘定	67

【監査報告】

1 独立監査人の監査報告書謄本	75
2 監査役会の監査報告書謄本	78
3 監査役の監査報告書謄本	80

【決算報告書】

1 国際協力銀行業務	87
2 駐留軍再編促進金融業務	93
3 監査役の意見書	98

【財産目録】

1 国際協力銀行業務勘定	101
2 駐留軍再編促進金融勘定	103

(注) 本報告書の計数について

(1) 単位未満の計数

件数及び金額の単位未満は切り捨てた。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがある。

(2) 表示方法

単位に満たない場合は「0」と、該当数字のない場合は「－」と表示した。

事業報告

平成 24 年 4 月 1 日から

平成 25 年 3 月 31 日まで

1 当行の現況に関する事項

当期におきましては、当行は、①株式会社国際協力銀行法（以下「JBIC 法」といいます。）第 11 条に定められた業務（国際協力銀行業務）及び②駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「駐留軍特措法」といいます。）第 16 条に定められた業務（駐留軍再編促進金融業務）の各業務を行い、かかる業務部門に応じた各勘定を設けて区分経理を行ったため、以下では、可能な限り、各業務ごとに記載しています。もっとも、当行は、後記のとおり、平成 24 年 9 月末をもって駐留軍再編促進金融業務を終了し、残余財産の国庫納付をもって、同年 11 月末に同勘定を廃止しました。

（1）事業の経過及びその成果

イ 総括

昨今、日本を取り巻く国際的な環境は、大きく変化しつつあります。資源分野では、世界の人口増加や新興国の成長も背景に資源獲得競争も激しさを増しており、エネルギーや鉱物資源の安定的な確保は、国民生活にも直結する非常に重要な課題となっています。また、製造業においても、世界的に需要が拡大しつつあるインフラ分野においても、先進国、開発途上国を問わず、世界中で競争が激化しています。さらに、地球環境保全と経済発展の両立を図ることが、世界共通の課題として認識される中、個別のプロジェクトにおける環境・社会配慮のみならず、地球温暖化対策をはじめ、環境の保全・改善に繋がるようなプロジェクトの実施への期待も増しています。加えて、世界経済の一体化が進む中、世界的な金融・経済危機が実体経済に与えるインパクトは、これまで以上に大きなものとなっています。

このように、様々な形でグローバルな環境変化が起こりつつある中、当行は、JBIC 法に基づき、平成 24 年 4 月 1 日、株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が同公庫から分離され、日本政府 100%出資の政策金融機関として設立されました。当行は、JBIC 法上、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、(1)日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、(2)日本の産業の国際競争力の維持及び向上、(3)地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、(4)国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処、の 4 つの分野の業務を行い、日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することが目的として規定されており、かかる分野における出融資保証案件への積極的な対応を行って参りました。

また、かかる目的を遂行するにあたり、当行は企業理念として、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展(ひら)きます。」を掲げました。これは、当行にとってのコア・バリューである、「現場主義」「顧客本位」「未来志向」の 3 つを表すものです。当行にとって、「現場主義」とは、海外プロジェクトの現場に密着し、早い段階から能動的な関与を行うことで、先駆的な付加価値を創造することであり、「顧客本位」とは、お客様の立場になって考え、その声を政策形成につなげ、独自のソリューションを提供すること、そして、「未来志向」とは、安心して豊かな未来を見据え、高い専門性を発揮し、日本と世界の持続的な発展に貢献することです。

ロ 国際協力銀行業務

当期の国際協力銀行業務におきましては、平成 23 年 8 月 24 日に日本政府が発表した「円高対応緊急パッケージ」、同年 10 月 21 日に閣議決定された「円高への総合的対応策」及び平成 24 年 11 月 30 日に閣議決定された「日本再生加速プログラム」を受けて、日本企業による海外 M&A の促進、資源・エネルギーの確保・開発の促進、中堅・中小企業の輸出等の支援及び海外事業安定化支援を対象として設置された「円高対応緊急ファシリティ」の下で、豪州の天然ガス・LNG 開発プロジェクトやチリの銅鉱山権益取得、アラブ首長国連邦からの原油輸入に係る貸付等、我が国企業による資源権益の取得・開発を支援したほか、英国における航空機リース事業の買収支援、本邦金融機関向けクレジットラインを通じた日本企業による米国の生損保会社、空調機器事業会社、英国の食品会社、スイスの紡績糸品質測定機器等製造販売会社の買収案件等を支援しました。なお、平成 25 年 3 月 31 日をもって期限を迎えた「円高対応緊急ファシリティ」は、「海外展開支援融資ファシリティ」（平成 25 年 4 月 1 日運用開始）として、支援対象分野を拡充の上、発展的に改編され、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）を踏まえて設置した「海外展開支援出資ファシリティ」（平成 25 年 2 月 26 日運用開始）と併せて、当行は、本邦企業の海外展開を一層支援していくこととなりました。

上記のほか、日本企業が出資参画する英国での都市間高速鉄道計画や、カナダでの再生可能エネルギー発電事業に対する支援を通じてインフラの海外展開を支援したことに加え、モロッコにおける石炭火力発電プロジェクトやカザフスタン共和国における製油所近代化プロジェクトに必要な日本からの機器・役務の輸出等に対する支援を通じ、日本企業の国際競争力の維持・向上に貢献しました。また、ミャンマー連邦共和国政府に対して、同国のアジア開発銀行及び世界銀行グループ（国際開発協会）に対する延滞債務解消のためのブリッジローンの供与を通じて、同国の国際金融市場への復帰を支援しました。こうした取組の結果、当期の国際協力銀行業務における出融資保証承諾額は 4 兆 2,409 億円となりました。

ハ 駐留軍再編促進金融業務

当行は、駐留軍特措法に基づき、駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要な事業に係る資金の貸付等の業務のため、駐留軍再編促進金融業務に係る特別の勘定を設置し、同業務を行ってきました。

しかしながら、平成 24 年 4 月 27 日の日米安全保障協議委員会の共同発表において、日米両政府が、日本の財政的コミットメントが、「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の第 1 条に規定された直接的な資金の提供のみとなり、他の形態での財政支援は利用しないことを確認したことから、当行は、日本政府の意向を踏まえつつ、平成 24 年 9 月末をもって駐留軍再編促進金融業務を終了し、残余財産の国庫納付をもって、同年 11 月末に同勘定を廃止しました。

なお、当期におきましては、資金の貸付実績はありませんでした。

(2) 財産及び損益の状況

当期の財産及び損益の状況は、次のとおりです。

(単位：百万円)

		第1期 (平成24年4月1日 ～平成25年3月31日)
株式会社国際協力銀行	経常収益	217,291
	経常利益	63,583
	当期純利益	63,585
	純資産額	2,346,738
	総資産	14,430,245
国際協力銀行業務	経常収益	217,040
	経常利益	63,368
	当期純利益	63,370
	純資産額	2,346,738
	総資産	14,430,245
駐留軍再編促進金融業務	経常収益	257
	経常利益	214
	当期純利益	214
	純資産額	—
	総資産	—

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
2 駐留軍再編促進金融勘定は、平成24年11月30日をもって廃止されているため、損益計算書については平成24年4月1日から平成24年11月30日までの金額を、貸借対照表については平成24年11月30日時点の金額を記載しています。また、貸借対照表については11月30日時点のものです。が、資産、負債及び資本がないため、該当はありません。

(3) 資金調達及び主要な借入先、設備投資

イ 資金調達の状況及び主要な借入先等

当期に行った資金調達及び当期末における主要な借入先及び借入額は、次のとおりです。

(イ) 主要な資金調達の状況

(単位：億円)

	主要な資金調達方法	当期調達額
株式会社国際協力銀行	借入	21,449
	うち財政融資資金他	4,000
	うち外国為替資金	17,449
	社債	2,053
	出資金	690
	(計)	24,193

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
2 外国為替資金及び社債に関して、当期調達額は原則調達実行時の為替レ-

トで換算した金額を計上しています。

- 3 社債に関して、当期調達額は当期発行額を計上しています。
- 4 上記資金調達につきましては、いずれも国際協力銀行業務に関して行ったものです。

(ロ) 主要な借入先等

a 借入金

(単位：億円)

	借入先	当期借入額	当期末残高
株式会社国際協力銀行	財政融資資金他	4,000	34,910
	外国為替資金	17,449	37,435
	(計)	21,449	72,345
国際協力銀行業務	財政融資資金	4,000	34,910
	外国為替資金	17,449	37,435
	(小 計)	21,449	72,345
駐留軍再編促進金融業務	(小 計)	—	—

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
- 2 外国為替資金に関して、当期借入額は原則借入実行時の前月末為替レートで換算した金額を、当期末残高は平成 25 年 3 月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

b 社債

(単位：億円)

	当 期 発 行 額 〔 上段：政府保証債 〕 〔 下段：財投機関債 〕	当 期 末 残 高 〔 上段：政府保証債 〕 〔 下段：財投機関債 〕
株式会社国際協力銀行	2,053	15,260
	—	6,899
国際協力銀行業務	2,053	15,260
	—	6,899
駐留軍再編促進金融業務	—	—
	—	—

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
- 2 政府保証債（外貨建て）の当期発行額については、原則発行時の前月末の為替レートで換算した金額を、当期末残高は平成 25 年 3 月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

c 出資金

(単位：億円)

	出資金の名称等	当期受入額
株式会社国際協力銀行	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	690
	(計)	690
国際協力銀行業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	690
	(小 計)	690
駐留軍再編促進金融業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	—
	(小 計)	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ 設備投資

当期に行った設備投資等は、次のとおりです。

(イ) 設備投資の総額

(単位：百万円)

業 務	設備投資の総額
株式会社国際協力銀行	806
国際協力銀行業務	806
駐留軍再編促進金融業務	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ロ) 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

業 務	内 容	金 額	備 考
国際協力銀行業務	情報システム関連設備投資等	297	JBICnet に係るシステム構築等

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 現況に関する重要な事項

当行は、JBIC 法に基づき、株式会社日本政策金融公庫から分離され、平成 24 年 4 月 1 日に設立されました。

なお、当期における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項は、次のとおりです。

イ 法令等の改正

該当事項はありません。

ロ 認可等を受けた事項（注）

(イ) 定款

平成 24 年 3 月 26 日の第 3 回株式会社国際協力銀行設立委員会において決定、平成 24 年 3 月 30 日認可

(ロ) 承継計画書（当行が株式会社日本政策金融公庫から承継する権利及び義務に関し、必要な事項を定めたもの）

平成 24 年 3 月 21 日付で認可申請、平成 24 年 3 月 30 日認可

(ハ) 設立時取締役及び監査役の選任

平成 24 年 3 月 30 日の株式会社国際協力銀行創立総会において決定、同日認可

(ニ) 代表取締役の選任

平成 24 年 4 月 1 日の取締役会において決議、同日認可

(ホ) 政府からの借入及び社債

平成 24 年度の社債発行の基本方針を策定、平成 24 年 4 月 10 日認可

(注) 認可等を受けた事項については、重要なものに限り当行設立前のものについても記載しています。

ハ 駐留軍再編促進金融勘定の廃止について

平成 24 年 4 月 27 日の日米安全保障協議委員会の共同発表において、日米両政府が、日本の財政的コミットメントが、「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の第 1 条に規定された直接的な資金の提供のみとなり、他の形態での財政支援は利用しないことを確認したことから、当行は、日本政府の意向を踏まえつつ、平成 24 年 9 月末をもって駐留軍再編促進金融業務を終了し、残余財産の国庫納付をもって、同年 11 月末に同勘定を廃止しました。

(5) 当行の概要

イ 沿革

平成 23 年 5 月 2 日	「株式会社国際協力銀行法」公布・施行
平成 23 年 12 月 12 日	第 1 回株式会社国際協力銀行設立委員会
平成 24 年 2 月 9 日	第 2 回株式会社国際協力銀行設立委員会
平成 24 年 3 月 26 日	第 3 回株式会社国際協力銀行設立委員会
平成 24 年 3 月 30 日	株式会社国際協力銀行創立総会
平成 24 年 3 月 30 日	定款認可

平成 24 年 4 月 1 日 株式会社国際協力銀行設立
平成 24 年 9 月 30 日 駐留軍再編促進金融業務を終了
平成 24 年 11 月 30 日 駐留軍再編促進金融勘定を廃止

ロ 主要な事業の内容

当行は、日本政府 100%出資の政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、日本の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

かかる目的のもと、当行は、当期末現在、国際協力銀行業務（JBIC 法第 11 条に規定する業務）を行っています（駐留軍再編促進金融業務については、上記のとおり平成 24 年 9 月末をもって終了しました）。

ハ 主要な営業所の状況（本店、西日本オフィス、海外駐在員事務所）

当期末における当行の主要な営業所は、本店 1、西日本オフィス 1、海外駐在員事務所 17 です。

本店 : 東京都千代田区大手町一丁目 4 番 1 号
西日本オフィス : 大阪市北区曽根崎二丁目三番 5 号 梅新第一生命ビルディング 10 階
海外駐在員事務所 : 北京、バンコク、ハノイ、ジャカルタ、マニラ、シンガポール、ニューデリー、シドニー、モスクワ、ロンドン、パリ、ドバイ、ニューヨーク、ワシントン、ブエノスアイレス、メキシコシティ、リオデジャネイロ

ニ 主要な使用人の状況

区 分	人 数
職 員	536 名

（注）職員数は、平成 24 年度政府関係機関予算定員を記載しており、臨時職員等を含んでいません。

ホ 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

（6）対処すべき課題

当行における具体的な対処すべき課題は、以下のとおりです。

＜中期経営計画（平成 24～26 年度）の推進＞

当行は、JBIC 法で規定されている目的及び企業理念を踏まえ、平成 24 年度より、中期経営計画（平成 24～26 年度）をスタートしております。当行は、以下イの基本方針の下、以下ロの「分野別業務戦略（6 戦略）」及び以下ハの「基本戦略（8 戦略）」を進めていきま

す。

この中期経営計画は、当行として中期的に取り組むべき経営課題を明確にし、重点的に取り組むべき戦略とこれらに対する課題（アクションプラン）を設定するものです。また、中期経営計画において設定された課題（アクションプラン）に対し、各年度に取り組むべき具体的な目標を、事業運営計画として設定しています。かかる中期経営計画及び事業運営計画のPDCAサイクルの実践を通じて、政策金融機関としての使命と役割を適切に果たすべく、取り組んでいきます。

イ 中期経営計画における基本方針

<業務>

案件形成段階に深く関与しつつ、独自の付加価値をもって、戦略的に案件を実現し、日本と世界の経済成長に貢献。

<組織>

我が国企業のニーズを的確に汲み取り、政策実現に向けて、「機動性」・「専門性」・「対外交渉力」の強化を追求。

<財務>

案件の高リスク化・長期化・大型化に対応したリスク管理の高度化及び財務基盤の維持・強化を実現。

ロ 中期経営計画における分野別業務戦略（6戦略）及び課題（アクションプラン）

戦略項目	課題（アクションプラン）
①我が国資源政策・計画等を踏まえた資源の開発及び取得の支援	・円高メリット活用等の政府施策や震災後の環境変化も踏まえた上流資源権益取得・開発支援及び資源の安定調達の支援
②地球環境保全分野における着実な支援	・再生可能エネルギー・省エネルギー・高効率発電案件等環境関連案件の着実な案件実現
③インフラ案件等の海外展開支援	・我が国企業のインフラ海外展開案件の積極的支援 ・戦略性の高い案件形成支援の取組強化
④中堅・中小企業支援の一層の充実	・積極的な支援の取組推進 ・セミナー・相談会等情報提供機会の充実
⑤我が国企業の戦略的な海外事業活動支援	・我が国企業による海外市場獲得戦略・サプライチェーンの維持・強化等の支援 ・円高メリット活用等政府施策も踏まえた M&A 支援
⑥国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処	・機動的・効果的な国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処

ハ 中期経営計画における基本戦略（８戦略）及び課題（アクションプラン）

戦略項目	課題（アクションプラン）
①民間金融機関との連携（民業補完の徹底）	・適切な協調融資の実施を含む民間金融機関との戦略的な連携の推進
②出資等の多様な支援ツールの効果的な活用	・出資の積極的活用 ・保証等の効果的な活用 ・現地通貨ファイナンスの取組推進 ・プロジェクトファイナンス・ストラクチャードファイナンスベースでの案件推進
③公的ステータスを活かした対外交渉力の発揮	・外国政府、政府機関等との関係強化、国際機関/他国公的機関等との連携の推進と対外交渉力の発揮
④機動的かつ効率的なオペレーションの実施	・経営リソース配分における戦略性及び機動性の向上 ・業務フロー改善等に基づく効率的な組織運営 ・組織インフラの高度化
⑤組織の専門性強化のための取り組み	・高付加価値を提供できる人材の確保・育成 ・戦略的な情報収集・発信機能の強化
⑥自律的な組織運営	・顧客ニーズに即した組織運営 ・情報公開・広報活動の推進 ・法令等遵守に関する取り組みの徹底
⑦戦略的業務展開の推進に対応したリスク管理	・戦略的業務展開の推進に伴う主要リスクの適切な審査及び管理・評価体制の整備・高度化の推進
⑧適正な損益水準及び安定的な財務体質の維持	・適正な損益水準の確保 ・財務的安定性の維持 ・国際会計基準への対応

2 株式に関する事項

（１）株式数

発行可能株式総数	5,164,000,000,000 株
発行済株式の総数	1,360,000,000,000 株

（２）当期末株主数

1 名

（３）大株主

株主の氏名又は名称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
財 務 大 臣	1,360,000,000,000 株	100%

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日現在

氏 名	地位及び担当
奥田 碩	代表取締役総裁
渡辺 博史	代表取締役副総裁（総裁補佐及び審査・システム部門）
星 文雄	代表取締役専務取締役（資源・環境ファイナンス部門、インフラ・ファイナンス部門及び産業ファイナンス部門）
中西 孝平	取締役（企画・管理部門）
近藤 章	取締役（社外取締役）
井本 裕	常勤監査役
西尾 進路	監査役（社外監査役）
五十嵐 達朗	監査役（社外監査役）

- (注) 1 取締役 近藤 章氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役です。
- 2 監査役 西尾 進路氏及び五十嵐 達朗氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。
- 3 監査役 五十嵐 達朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。
- 4 代表取締役専務取締役 星 文雄氏は、平成 24 年 9 月 30 日まで、上記のほか、駐留軍再編促進金融部を担当していました。
- 5 代表取締役総裁 奥田 碩氏は、株式会社東京証券取引所社外取締役及び日本郵政株式会社社外取締役を兼職しています。また、同氏は、平成 24 年 12 月 31 日まで株式会社東京証券取引所グループ社外取締役を兼職していました。
- 6 取締役 近藤 章氏は、AIG ジャパン・ホールディングス株式会社副会長、富士火災海上保険株式会社取締役及び AIG 富士生命保険株式会社社外取締役を兼職しています。
- 7 監査役 西尾 進路氏は、平成 24 年 6 月 27 日まで JX ホールディングス株式会社（以下「JX ホールディングス」といいます。）代表取締役会長を兼職していました。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ 社外役員の重要な兼職等の状況

取締役 近藤 章氏は、AIG ジャパン・ホールディングス株式会社副会長、富士火災海上保険株式会社取締役及び AIG 富士生命保険株式会社社外取締役を兼職しており、兼職先と当行の間には、開示すべき関係はありません。

監査役 西尾 進路氏は、平成 24 年 6 月 27 日まで JX ホールディングス代表取締役会長

を兼職していました。当行の JX ホールディングスの関係会社向け融資の中には、JX ホールディングスが保証人となっているものがあります。

ロ 社外役員の主な活動状況

氏 名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
近藤 章	当期取締役会 14 回開催のうち 13 回に出席。 民間企業での経験を生かして、議案・審議等につき必要な発言を行っています。
西尾 進路	当期取締役会 14 回開催のうち 14 回に出席。 当期監査役会 14 回開催のうち 14 回に出席。 企業経営者としての経験を生かして、議案・審議等につき必要な発言を行っています。
五十嵐 達朗	当期取締役会 14 回開催のうち 13 回に出席。 当期監査役会 14 回開催のうち 14 回に出席。 財務及び会計の専門家としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っています。

ハ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
近藤 章	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
西尾 進路	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
五十嵐 達朗	

(3) 役員の報酬に関する事項

区 分	人 数	報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	5 名 (1 名)	82 百万円 (8 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	29 百万円 (15 百万円)
合 計	8 名	111 百万円

- (注) 1 上記の報酬等の額には、当期に計上した取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額 5 百万円（取締役 4 百万円、監査役 85 万円）が含まれていません。
- 2 上記の報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額として、11 百万円（取締役 9 百万円、監査役 1 百万円）を当期に計上しています。
- 3 上記の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当期に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 茂木 哲也 公認会計士 三浦 昇 公認会計士 伊澤 賢司	83 百万円	—

(注) 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」（内部統制基本方針）を取締役会において決議し、これを実施しています。その内容は次のとおりです。

(1) 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当行は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、これらの内部規程を当行の取締役及び職員に周知する。

ロ 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。

ハ 当行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

ニ 当行は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

ホ 当行は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

ヘ 当行は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 当行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の本行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。

ロ 当行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、

取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。

ハ 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当行は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

ロ 当行は、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

ハ 当行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する内部規程を定め、危機管理の態勢整備に努める。

ニ 当行は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。

ロ 当行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

ハ 当行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等に係る内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

ニ 当行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

(5) 業務の適正を確保するための内部監査体制

イ 当行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。

ロ 当行は、内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。

ハ 当行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。

ニ 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役に報告する。

ホ 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

ヘ 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

イ 当行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、専任の職員を置く。

ロ 前イの職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

ハ 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、前イの職員以外の職員を臨時

に監査の補助に従事させることができる。

(7) 監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項

当行は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。

(8) 取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

ロ 取締役及び職員は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

ロ 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることもできるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

ハ 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

ニ 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。

ホ 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

以 上

附属明細書（事業報告関係）

（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）

1. 役員について重要な兼職状況の明細
事業報告「4 役員に関する事項」に記載のとおりです。
2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項
該当事項はありません。

以 上

【計算書類】

1 株式会社国際協力銀行

第1期末（平成25年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	837,986	借 用 金	7,234,598
現 金	0	借 入 金	7,234,598
預 け 金	837,986	社 債	2,215,962
買 現 先 勘 定	284,902	そ の 他 負 債	216,171
有 価 証 券	122,181	未 払 費 用	27,127
そ の 他 の 証 券	122,181	前 受 収 益	50,284
貸 出 金	10,555,128	金 融 派 生 商 品	32,654
証 書 貸 付	10,555,128	リ ー ス 債 務	58
そ の 他 資 産	338,679	そ の 他 の 負 債	106,045
前 払 費 用	307	賞 与 引 当 金	445
未 収 収 益	34,558	役 員 賞 与 引 当 金	5
金 融 派 生 商 品	264,231	退 職 給 付 引 当 金	15,595
そ の 他 の 資 産	39,581	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	29
有 形 固 定 資 産	28,206	支 払 承 諾	2,400,699
建 物	3,166	負 債 の 部 合 計	12,083,506
土 地	24,694	（ 純 資 産 の 部 ）	
リ ー ス 資 産	37	資 本 金	1,360,000
建 設 仮 勘 定	5	利 益 剰 余 金	851,685
その他の有形固定資産	301	利 益 準 備 金	788,314
無 形 固 定 資 産	1,352	そ の 他 利 益 剰 余 金	63,370
ソ フ ト ウ ェ ア	1,340	繰 越 利 益 剰 余 金	63,370
リ ー ス 資 産	11	株 主 資 本 合 計	2,211,685
支 払 承 諾 見 返	2,400,699	その他有価証券評価差額金	2,221
貸 倒 引 当 金	△ 138,891	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	132,831
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	135,053
		純 資 産 の 部 合 計	2,346,738
資 産 の 部 合 計	14,430,245	負債及び純資産の部合計	14,430,245

【株式会社国際協力銀行】

第1期

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目					金 額	
経常収益						217,291
資金運用収益					167,947	
貸出金利					132,408	
有価証券利息配当金					441	
買現先利					671	
預け金利					1,232	
金利スワップ受入利息					33,191	
その他の受入利息					2	
役務取引等収益					23,288	
その他の役務収益					23,288	
その他の業務収益					9,171	
外国為替売買益					5,197	
金融派生商品収益					3,950	
その他の業務収益					24	
政府交付金収入					256	
一般会計より受入					256	
その他の経常収益					16,627	
償却債権取立益					4,572	
組合出資に係る持分損益					11,843	
その他の経常収益					211	
経常費用						153,708
資金調達費用					119,510	
借入金利息					63,797	
社債利息					55,476	
その他の支払利息					236	
役務取引等費用					1,427	
その他の役務費用					1,427	
その他の業務費用					597	
社債発行費償却					387	
その他の業務費用					210	
営業経費					17,551	
その他の経常費用					14,620	
貸倒引当金繰入額					14,620	
その他の経常費用					0	
経常利益						63,583
特別利益						1
固定資産処分益					1	
当期純利益						63,585

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～50 年
その他	2 年～35 年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年以内）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

4. 繰延資産の処理方法

会社設立時の創立費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」とい

う。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,232百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度に一括費用処理。

数理計算上の差異 発生年度に一括費用処理。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段であ

る金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸付金、借入金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸付金、借入金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

(駐留軍再編促進金融勘定の廃止)

当行は、これまで「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」（平成 19 年法律第 67 号）（以下「特措法」という。）第 16 条に規定する駐留軍再編促進金融業務を実施してまいりました。しかし、「在沖縄米海兵隊のグアムへの移転に係る日本政府の財政的コミットメント」に関し、平成 24 年 4 月 27 日の日米安全保障協議委員会における共同発表において、「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の第 1 条に規定された直接的な資金の提供のみとなり、他の形態での財政支援は利用しないことが確認されたこと等により、今後、駐留軍再編促進金融業務は生じない見込みとなったことから、平成 24 年 7 月 24 日開催の取締役会にて決議の上、駐留軍再編促進金融業務を平成 24 年 9 月末で終了しました。また、特措法第 23 条の規定に基づき、平成 24 年 11 月 20 日開催の取締役会にて決議の上、平成 24 年 11 月 30 日に残余財産の国庫納付を行い、駐留軍再編促進金融勘定を廃止しました。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 70,822 百万円
2. 買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に処分せずに所有しているものは 284,902 百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また延滞債権額は 96,140 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権は 69,065 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 79,976 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 245,183 百万円であります。
なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
なお、当事業年度末における未実行残高は 2,615,921 百万円であります。
8. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を当行の発行する全ての社債 2,215,962百万円の一般担保に供しております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 308 百万円
10. 偶発債務
社債の債務履行引受契約（デット・アサンプション）に係る偶発債務は次のとおりであります。
第 15 回国際協力銀行債券 50,000 百万円
第 31 回国際協力銀行債券 20,000 百万円
また、当行は平成 24 年 4 月 1 日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策

金融公庫既発債券 1,085,000 百万円について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第 17 条第 2 項の規定により、当行の総財産を上記連帯債務の一般担保に供しております。

11. 株式会社国際協力銀行法第 31 条（特措法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の処分に制限を受けております。

同法第 11 条各号に掲げる業務及び特措法第 16 条に掲げる業務（以下「同法第 11 条各号に掲げる業務等」という。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第 11 条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 11,780 百万円

（株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類並びに総数

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,291,000,000,000	69,000,000,000	—	1,360,000,000,000

（注）変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 69,000,000,000 株

2. 当期首残高については、平成 24 年 7 月 6 日の資産評価委員会にて決定された株式会社国際協力銀行開始貸借対照表の数値を用いております。
3. 「その他有価証券評価差額金」及び「繰延ヘッジ損益」については、開始貸借対照表上それぞれ「資産の部」及び「負債の部」に計上されているため、当期中に「純資産の部」への振替を行い、当該振替額を当期変動額の中に含めて表示しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」(各々保証を含む)及び「出資」等を主要な業務としており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む。)の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものが多く、従って与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいことが特徴となっております。

従って、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク(コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加さ

れる企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク)、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります、原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や IMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うと共に、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関には無い公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込む

ことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当行は、ALM によって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続き等の詳細を規定しており、ALM 委員会を設置のうえ、ALM の実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR 等によりモニタリングを行い定期的に ALM 委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。現状、貸付・調達の期間が概ね一致しており、金利リスクは限定的となっております。また、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っております。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として金利スワップを利用して、貸付・調達ともに変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジしております。

(iii) 市場リスクの状況

当行は金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、時価評価及び潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量 (VaR 等) を計測しており、当事業年度の当行における市場リスク量 (VaR) の状況は以下のとおりとなっております。

a VaR の状況 (当事業年度末)

- ① 金利 VaR : 1,002 億円
- ② 為替 VaR : 587 億円

b VaR の計測手法

- ① 金利 VaR : ヒストリカル法
- ② 為替 VaR : 分散共分散法

定量基準 : ①信頼区間 99% ②保有期間 1年 ③観測期間 5年

c VaR によるリスク管理

VaR とは、①過去の特定期間（「観測期間」）の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率（「信頼区間」）の下で、③一定期間（「保有期間」）経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測に当たっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaR による市場リスク計測の有効性を確認するため、金利 VaR については VaR 計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR 計測に伴う一般的な留意点は以下のとおりです。

- ・ 信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・ VaR 値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。
- ・ VaR 値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
（１）現金預け金	837,986	837,986	—
（２）買現先勘定	284,902	284,902	—
（３）有価証券			
その他有価証券	22,002	22,002	—
（４）貸出金	10,555,128		
貸倒引当金（＊１）	△133,585		
	10,421,542	10,475,935	54,392
資産計	11,566,433	11,620,826	54,392
（１）借入金	7,234,598	7,336,897	102,299
（２）社債	2,215,962	2,312,996	97,034
負債計	9,450,560	9,649,894	199,334
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	231,577	231,577	—
デリバティブ取引計	231,577	231,577	—

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

（＊２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注 1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金預け金

満期のないあるいは満期が 3 カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（２）買現先勘定

買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券は、約定期間が短期間（3 カ月以

内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

その他有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN（フォワード・レート・ノート）法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から現在の貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ及び先物外国為替予約）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
①非上場株式(子会社・関連会社)(※1)	—
②非上場株式(子会社・関連会社以外)(※1)	22,596
③組合出資金(子会社・関連会社)(※2)	70,822
④組合出資金(子会社・関連会社以外)(※2)	6,760
合 計	100,178

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(※1)	837,986	—	—	—	—	—
買現先勘定	284,902	—	—	—	—	—
有価証券(※2) 其他有価証券	1,620	7,279	12,900	—	—	—
貸出金(※2)	939,299	2,931,552	1,724,192	1,517,443	1,704,365	1,569,549
合 計	2,063,809	2,938,832	1,737,092	1,517,443	1,704,365	1,569,549

(※1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない168,725百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	829,816	2,289,560	3,561,380	349,142	204,700	—
社債	321,440	898,417	760,590	197,562	20,000	20,000
合 計	1,151,256	3,187,977	4,321,970	546,704	224,700	20,000

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成 25 年 3 月 31 日現在）

該当事項はありません。

2. その他有価証券（平成 25 年 3 月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	18,205	18,000	205
	小計	18,205	18,000	205
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	273,797	273,800	△2
	小計	273,797	273,800	△2
合計		292,002	291,800	202

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末（百万円）
退職給付債務 (A)	△20,375
年金資産 (B)	4,780
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△15,595
未認識過去勤務債務 (D)	—
未認識数理計算上の差異 (E)	—
貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	△15,595
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H) = (F) - (G)	△15,595

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度（百万円）
勤務費用	554
利息費用	192
期待運用収益	△83
過去勤務債務の費用処理額	—
数理計算上の差異の費用処理額	2,388
その他（臨時に支払った割増退職金等）	—
退職給付費用	3,051

（注）厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
（1）割引率	1.1%
（2）期待運用収益率	2.0%
（3）退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
（4）過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一括費用処理しております。
（5）数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括費用処理しております。

（持分法損益等関係）

関連会社に対する投資の金額 70,822 百万円

持分法を適用した場合の投資の金額 70,822 百万円

持分法を適用した場合の投資利益の金額 ありません。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (注5)	科 目	期末残高 (注5)
主要株主	財 務 省 (財 務 大 臣) (注1)	被所有 直接 100%	政策金融 行政	増資の引 受 (注2)	69,000	—	—
				資金の受 入 (注3)	2,144,992	借入金	7,234,598
				借入金の 返済	645,564		
				借入金利 息の支払	63,723	未払費用	14,675
				社債への 被保証 (注4)	1,526,051	—	—

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

防衛省 政府補給金収入(政府交付金収入) 256 百万円

2. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
3. 資金の受入は、財政投融资特別会計および外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。
4. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社等	独 立 行 政 法 人 国 際 協 力 機 構	なし	連 帯 債 務 関 係	連帯債務	990,145 (注1、4)	—	—
	株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	なし	連 帯 債 務 関 係	連帯債務	1,063,475 (注2、4)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項に基づき、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法附則第4条第1項に基づき独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

2. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項に基づき、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

3. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、当行は、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、1,085,000百万円の連帯債務を負っております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1円72銭

1株当たりの当期純利益金額 0円4銭

(重要な後発事象)

当行は、公庫厚生年金基金の代行部分について、平成 25 年 4 月 1 日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。今後、代行部分過去分返上認可の日及び年金資産の返還の日において、代行返上に伴う損益を計上し、代行部分過去分に係る退職給付債務の消滅を認識する予定です。なお、損益への影響額については現在算定中であり、未確定であります。

計算書類の附属明細書

第1期	自	平成24年4月1日
事業年度	至	平成25年3月31日

株式会社国際協力銀行

【株式会社国際協力銀行】

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

(単位：百万円、%)

資 産 の 種 類	当期首残高 (帳簿価額)	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末残高 (帳簿価額)	償 却 累計額	償 却 累計率
有 形 固 定 資 産							
建 物	3,174	183	0	190	3,166	190	5.66
土 地	24,694	—	—	—	24,694	—	—
リ ー ス 資 産	12	41	—	16	37	16	30.44
建 設 仮 勘 定	13	297	304	—	5	—	—
その他の有形固定資産	250	153	0	101	301	101	25.24
有 形 固 定 資 産 計	28,145	675	305	308	28,206	308	
無 形 固 定 資 産							
ソ フ ト ウ ェ ア	1,522	432	—	614	1,340	614	
リ ー ス 資 産	107	—	—	95	11	95	
その他の無形固定資産	—	126	126	—	—	—	
無 形 固 定 資 産 計	1,629	559	126	709	1,352	709	

【株式会社国際協力銀行】

2. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	124,271	54,513	—	39,893	138,891
一 般 貸 倒 引 当 金	19,946	32,612	—	19,946	32,612
個 別 貸 倒 引 当 金	86,387	2,009	—	2,009	86,387
特定海外債権引当勘定	17,937	19,891	—	17,937	19,891
賞 与 引 当 金	501	445	501	—	445
役 員 賞 与 引 当 金	0	5	0	—	5
役員退職慰労引当金	17	11	—	—	29
計	124,790	54,976	501	39,893	139,372

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・回収等による取崩額

特定海外債権引当勘定・・・洗替による取崩額

3. 営業経費明細書

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	4,685
退 職 給 付 費 用	3,051
福 利 厚 生 費	545
減 価 償 却 費	1,018
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	184
営 繕 費	229
消 耗 品 費	202
給 水 光 熱 費	94
旅 費	1,270
通 信 費	92
広 告 宣 伝 費	3
諸会費・寄付金・交際費	14
租 税 公 課	298
そ の 他	5,859
計	17,551

2 国際協力銀行業務勘定

第1期末（平成25年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	837,986	借 用 金	7,234,598
現 金	0	借 入 金	7,234,598
預 け 金	837,986	社 債	2,215,962
買 現 先 勘 定	284,902	そ の 他 負 債	216,171
有 価 証 券	122,181	未 払 費 用	27,127
そ の 他 の 証 券	122,181	前 受 収 益	50,284
貸 出 金	10,555,128	金 融 派 生 商 品	32,654
証 書 貸 付	10,555,128	リ ー ス 債 務	58
そ の 他 資 産	338,679	そ の 他 の 負 債	106,045
前 払 費 用	307	賞 与 引 当 金	445
未 収 収 益	34,558	役 員 賞 与 引 当 金	5
金 融 派 生 商 品	264,231	退 職 給 付 引 当 金	15,595
そ の 他 の 資 産	39,581	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	29
有 形 固 定 資 産	28,206	支 払 承 諾	2,400,699
建 物	3,166	負 債 の 部 合 計	12,083,506
土 地	24,694	（ 純 資 産 の 部 ）	
リ ー ス 資 産	37	資 本 金	1,360,000
建 設 仮 勘 定	5	利 益 剰 余 金	851,685
その他の有形固定資産	301	利 益 準 備 金	788,314
無 形 固 定 資 産	1,352	そ の 他 利 益 剰 余 金	63,370
ソ フ ト ウ ェ ア	1,340	繰 越 利 益 剰 余 金	63,370
リ ー ス 資 産	11	株 主 資 本 合 計	2,211,685
支 払 承 諾 見 返	2,400,699	その他有価証券評価差額金	2,221
貸 倒 引 当 金	△ 138,891	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	132,831
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	135,053
		純 資 産 の 部 合 計	2,346,738
資 産 の 部 合 計	14,430,245	負債及び純資産の部合計	14,430,245

【国際協力銀行業務勘定】

第1期

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目						金 額
経常収益						217,040
資金運用収益						167,947
貸出金利						132,408
有価証券利息配当金						441
買現先利息						671
預け金利息						1,232
金利スワップ受入利息						33,191
その他の受入利息						2
役務取引等収益						23,288
その他の役務収益						23,288
その他の業務収益						9,171
外国為替売買益						5,197
金融派生商品収益						3,950
その他の業務収益						24
その他の経常収益						16,632
償却債権取立益						4,572
組合出資に係る持分損益						11,843
その他の経常収益						216
経常費用						153,671
資金調達費用						119,510
借入金利息						63,797
社債利息						55,476
その他の支払利息						236
役務取引等費用						1,427
その他の役務費用						1,427
その他の業務費用						597
社債発行費償却						387
その他の業務費用						210
営業経費						17,514
その他の経常費用						14,620
貸倒引当金繰入額						14,620
その他の経常費用						0
経常利益						63,368
経特別利益						1
経特定利益						1
当期純利益						63,370

【国際協力銀行業務勘定】

第 1 期 [平成24年 4 月 1 日から
平成25年 3 月31日まで] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,291,000
当期変動額	
新株の発行	69,000
当期変動額合計	69,000
当期末残高	1,360,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	788,314
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	788,314
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	—
当期変動額	
当期純利益	63,370
当期変動額合計	63,370
当期末残高	63,370
利益剰余金合計	
当期首残高	788,314
当期変動額	
当期純利益	63,370
当期変動額合計	63,370
当期末残高	851,685
株主資本合計	
当期首残高	2,079,314
当期変動額	
新株の発行	69,000
当期純利益	63,370
当期変動額合計	132,370
当期末残高	2,211,685
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,221
当期変動額合計	2,221
当期末残高	2,221
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	132,831
当期変動額合計	132,831
当期末残高	132,831
評価・換算差額等合計	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	135,053
当期変動額合計	135,053
当期末残高	135,053
純資産合計	
当期首残高	2,079,314
当期変動額	
新株の発行	69,000
当期純利益	63,370
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	135,053
当期変動額合計	267,423
当期末残高	2,346,738

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～50 年
その他	2 年～35 年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年以内）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

4. 繰延資産の処理方法

会社設立時の創立費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」とい

う。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,232百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度に一括費用処理。

数理計算上の差異 発生年度に一括費用処理。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段であ

る金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸付金、借入金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸付金、借入金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 70,822 百万円
2. 買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に処分せずに所有しているものは 284,902 百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。また延滞債権額は 96,140 百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権は 69,065 百万円であります。
 なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 79,976 百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は245,183百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 当業務には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は2,615,921百万円であります。

8. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を当行の発行する全ての社債2,215,962百万円の一般担保に供しております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 308百万円

10. 偶発債務

社債の債務履行引受契約（デット・アサンプション）に係る偶発債務は次のとおりであります。

第15回国際協力銀行債券 50,000百万円

第31回国際協力銀行債券 20,000百万円

11. 株式会社国際協力銀行法第31条の定めにより剰余金の処分に制限を受けております。

同法第11条各号に掲げる業務を行う勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第11条各号に掲げる業務を行う勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 11,780百万円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類並びに総数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1, 291, 000, 000, 000	69, 000, 000, 000	—	1, 360, 000, 000, 000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 69, 000, 000, 000 株

2. 当期首残高については、平成 24 年 7 月 6 日の資産評価委員会にて決定された株式会社国際協力銀行開始貸借対照表の数値を用いております。
3. 「その他有価証券評価差額金」及び「繰延ヘッジ損益」については、開始貸借対照表上それぞれ「資産の部」及び「負債の部」に計上されているため、当期中に「純資産の部」への振替を行い、当該振替額を当期変動額の中に含めて表示しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当業務勘定は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」（各々保証含む。）及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当業務勘定では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消滅し、当業務勘定が損失を被るリスクであります。

当業務勘定の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当業務勘定が行っている対外経済取引支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのもが多く、従って与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいことが特徴となっております。

従って、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当業務勘定の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当業務勘定が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当業務勘定では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象であ

る外貨建の貸出金、借入金及び社債に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当業務勘定のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務勘定においては、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や IMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うと共に、定期的に「統合リスク管理

委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当業務勘定の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関には無い公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当業務勘定では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当業務勘定のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当業務勘定独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当業務勘定においては、ALM によって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続き等の詳細を規定しており、ALM 委員会を設置のうえ、ALM の実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR 等によりモニタリングを行い定期的に ALM 委員会に報告しております。

なお、当業務勘定における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当業務勘定で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当業務勘定では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。現状、貸付・調達の期間が概ね一致しており、金利リスクは限定的となっております。また、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスク

ヘッジを行っております。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として金利スワップを利用して、貸付・調達ともに変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジしております。

(iii) 市場リスクの状況

当業務勘定は金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、時価評価及び潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量（VaR 等）を計測しており、当事業年度の当業務勘定における市場リスク量（VaR）の状況は以下のとおりとなっております。

a VaR の状況（当事業年度末）

- ① 金利 VaR : 1,002 億円
- ② 為替 VaR : 587 億円

b VaR の計測手法

- ① 金利 VaR : ヒストリカル法
- ② 為替 VaR : 分散共分散法

定量基準 : ①信頼区間 99% ②保有期間 1年 ③観測期間 5年

c VaR によるリスク管理

VaR とは、①過去の特定期間（「観測期間」）の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率（「信頼区間」）の下で、③一定期間（「保有期間」）経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測に当たっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaR による市場リスク計測の有効性を確認するため、金利 VaR については VaR 計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR 計測に伴う一般的な留意点は以下のとおりです。

- ・ 信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・ VaR 値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。
- ・ VaR 値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
（１）現金預け金	837,986	837,986	—
（２）買現先勘定	284,902	284,902	—
（３）有価証券			
その他有価証券	22,002	22,002	—
（４）貸出金	10,555,128		
貸倒引当金（＊１）	△133,585		
	10,421,542	10,475,935	54,392
資産計	11,566,433	11,620,826	54,392
（１）借入金	7,234,598	7,336,897	102,299
（２）社債	2,215,962	2,312,996	97,034
負債計	9,450,560	9,649,894	199,334
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	231,577	231,577	—
デリバティブ取引計	231,577	231,577	—

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

（＊２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注 1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金預け金

満期のないあるいは満期が 3 カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（２）買現先勘定

買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券は、約定期間が短期間（3 カ月以

内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

その他有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN（フォワード・レート・ノート）法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から現在の貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ及び先物外国為替予約）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（３）有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
①非上場株式（子会社・関連会社）（＊１）	—
②非上場株式（子会社・関連会社以外）（＊１）	22,596
③組合出資金（子会社・関連会社）（＊２）	70,822
④組合出資金（子会社・関連会社以外）（＊２）	6,760
合 計	100,178

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 １０年以内	１０年超
預け金（＊１）	837,986	—	—	—	—	—
買現先勘定	284,902	—	—	—	—	—
有価証券（＊２）						
其他有価証券	1,620	7,279	12,900	—	—	—
貸出金（＊２）	939,299	2,931,552	1,724,192	1,517,443	1,704,365	1,569,549
合 計	2,063,809	2,938,832	1,737,092	1,517,443	1,704,365	1,569,549

（＊１）預け金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（＊２）貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない168,725百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	829,816	2,289,560	3,561,380	349,142	204,700	—
社債	321,440	898,417	760,590	197,562	20,000	20,000
合計	1,151,256	3,187,977	4,321,970	546,704	224,700	20,000

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. その他有価証券（平成25年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	18,205	18,000	205
	小計	18,205	18,000	205
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	273,797	273,800	△2
	小計	273,797	273,800	△2
合計		292,002	291,800	202

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

		当事業年度末（百万円）
退職給付債務	(A)	△20,375
年金資産	(B)	4,780
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	△15,595
未認識過去勤務債務	(D)	—
未認識数理計算上の差異	(E)	—
貸借対照表計上額純額	(F) = (C) + (D) + (E)	△15,595
前払年金費用	(G)	—
退職給付引当金	(H) = (F) - (G)	△15,595

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度（百万円）
勤務費用	552
利息費用	190
期待運用収益	△83
過去勤務債務の費用処理額	—
数理計算上の差異の費用処理額	2,388
その他（臨時に支払った割増退職金等）	—
退職給付費用	3,047

（注）厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	1.1%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一括費用処理しております。
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括費用処理しております。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額 70,822 百万円

持分法を適用した場合の投資の金額 70,822 百万円

持分法を適用した場合の投資利益の金額 ありません。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (注4)	科 目	期末残高 (注4)
主要株主	財 務 省 (財 務 大 臣)	被所有 直接 100%	政策金融 行政	増資の引 受 (注1)	69,000	—	—
				資金の受 入 (注2)	2,144,992	借入金	7,234,598
				借入金の 返済	645,564		
				借入金利 息の支払	63,723	未払費用	14,675
				社債への 被保証 (注3)	1,526,051	—	—

(注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

2. 資金の受入は、財政投融资特別会計および外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社等	独 立 行 政 法 人 国 際 協 力 機 構	なし	連 帯 債 務 関 係	連帯債務	990,145 (注1、4)	—	—
	株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	なし	連 帯 債 務 関 係	連帯債務	1,063,475 (注2、4)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項に基づき、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法附則第4条第1項に基づき独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

2. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項に基づき、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

3. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、当行は、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、1,085,000百万円の連帯債務を負っております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1円72銭

1株当たりの当期純利益金額0円4銭

(重要な後発事象)

当行は、公庫厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。今後、代行部分過去分返上認可の日及び年金資産の返還の日において、代行返上に伴う損益を計上し、代行部分過去分に係る退職給付債務の消滅を認識する予定です。なお、損益への影響額については現在算定中であり、未確定であります。

計算書類の附属明細書

第1期	自	平成24年4月1日
事業年度	至	平成25年3月31日

株式会社国際協力銀行
(国際協力銀行業務勘定)

【国際協力銀行業務勘定】

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

(単位：百万円、%)

資 産 の 種 類	当期首残高 (帳簿価額)	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末残高 (帳簿価額)	償 却 累計額	償 却 累計率
有 形 固 定 資 産							
建 物	3,174	183	0	190	3,166	190	5.66
土 地	24,694	—	—	—	24,694	—	—
リ ー ス 資 産	12	41	—	16	37	16	30.44
建 設 仮 勘 定	13	297	304	—	5	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	249	153	0	101	301	101	25.24
有 形 固 定 資 産 計	28,144	675	305	308	28,206	308	
無 形 固 定 資 産							
ソ フ ト ウ ェ ア	1,522	432	—	614	1,340	614	
リ ー ス 資 産	107	—	—	95	11	95	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	—	126	126	—	—	—	
無 形 固 定 資 産 計	1,629	559	126	709	1,352	709	

【国際協力銀行業務勘定】

2. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	124,271	54,513	—	39,893	138,891
一 般 貸 倒 引 当 金	19,946	32,612	—	19,946	32,612
個 別 貸 倒 引 当 金	86,387	2,009	—	2,009	86,387
特定海外債権引当勘定	17,937	19,891	—	17,937	19,891
賞 与 引 当 金	496	445	496	—	445
役 員 賞 与 引 当 金	0	5	0	—	5
役員退職慰労引当金	17	11	—	—	29
計	124,786	54,976	497	39,893	139,372

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・回収等による取崩額

特定海外債権引当勘定・・・洗替による取崩額

3. 営業経費明細書

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	4,665
退 職 給 付 費 用	3,047
福 利 厚 生 費	542
減 価 償 却 費	1,018
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	183
営 繕 費	228
消 耗 品 費	201
給 水 光 熱 費	94
旅 費	1,270
通 信 費	91
広 告 宣 伝 費	3
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	14
租 税 公 課	296
そ の 他	5,853
計	17,514

3 駐留軍再編促進金融勘定

第1期末（平成24年11月30日現在）貸借対照表については、資産、負債及び資本がないため該当がない。

【駐留軍再編促進金融勘定】

第1期

〔平成24年4月1日から
平成24年11月30日まで〕

損益計算書

(単位：百万円)

科 目							金 額	
経	常	収	益					257
政	府	交	付	金	収	入	256	
一	般	会	計	よ	り	受	256	
そ	の	他	経	常	収	益	1	
そ	の	他	の	経	常	収	1	
経	常	費	用					42
営	業	経					42	
経	常	利	益					214
当	期	純	利	益				214

【駐留軍再編促進金融勘定】

第1期

平成24年4月1日から
平成24年11月30日まで

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 5
当期変動額	
国庫納付	△ 209
当期純利益	214
当期変動額合計	5
当期末残高	—
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 5
当期変動額	
国庫納付	△ 209
当期純利益	214
当期変動額合計	5
当期末残高	—
株主資本合計	
当期首残高	△ 5
当期変動額	
国庫納付	△ 209
当期純利益	214
当期変動額合計	5
当期末残高	—
純資産合計	
当期首残高	△ 5
当期変動額	
国庫納付	△ 209
当期純利益	214
当期変動額合計	5
当期末残高	—

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、耐用年数は次のとおりであります。

その他 3年

2. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当業務勘定においては、これまで「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」（平成 19 年法律第 67 号）（以下「特措法」という。）第 16 条に規定する駐留軍再編促進金融業務を実施してまいりました。しかし、「在沖縄米海兵隊のグアムへの移転に係る日本政府の財政的コミットメント」に関し、平成 24 年 4 月 27 日の日米安全保障協議委員会における共同発表において、「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の第 1 条に規定された直接的な資金の提供のみとなり、他の形態での財政支援は利用しないことが確認されたこと等により、今後、駐留軍再編促進金融業務は生じない見込みとなったことから、平成 24 年 7 月 24 日開催の取締役会にて決議の上、駐留軍再編促進金融業務を平成 24 年 9 月末で終了しました。また、特措法第 23 条の規定に基づき、平成 24 年 11 月 20 日開催の取締役会にて決議の上、平成 24 年 11 月 30 日に残余財産の国庫納付を行い、駐留軍再編促進金融勘定を廃止しました。

注記事項

（税効果会計関係）

当行は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

（関連当事者との取引関係）

当勘定においては出資金を受け入れておりませんが、防衛省より政府補給金収入（政府交付金収入）として 256 百万円を受入れております。

計算書類の附属明細書

第1期	自	平成24年4月1日
事業年度	至	平成24年11月30日

株式会社国際協力銀行
(駐留軍再編促進金融勘定)

【駐留軍再編促進金融勘定】

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

(単位：百万円、%)

資 産 の 種 類	当期首残高 (帳簿価額)	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末残高 (帳簿価額)	償 却 累計額	償 却 累計率
有 形 固 定 資 産							
その他の有形固定資産	0	—	0	0	—	—	—
有 形 固 定 資 産 計	0	—	0	0	—	—	

【駐留軍再編促進金融勘定】

2. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
賞 与 引 当 金	4	4	4	4	—
役 員 賞 与 引 当 金	0	0	0	0	—
退 職 給 付 引 当 金	122	0	—	123	—
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	0	0	—	0	—
計	127	4	4	127	—

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額は、何れも勘定廃止に伴う取崩によるものです。

【駐留軍再編促進金融勘定】

3. 営業経費明細書

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	19
退 職 給 付 費 用	3
福 利 厚 生 費	3
減 価 償 却 費	0
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	0
営 繕 費	1
消 耗 品 費	0
給 水 光 熱 費	0
旅 費	-
通 信 費	0
広 告 宣 伝 費	-
諸会費・寄付金・交際費	-
租 税 公 課	2
そ の 他	10
計	42

1 独立監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月27日

株式会社国際協力銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦 昇	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊澤 賢司	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月27日

株式会社国際協力銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦 昇	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊澤 賢司	㊞

当監査法人は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第18条の4が準用する会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の国際協力銀行業務勘定の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月27日

株式会社国際協力銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊澤 賢司 (印)

当監査法人は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第18条の4が準用する会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の駐留軍再編促進金融勘定の平成24年4月1日から平成24年11月30日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第23条の規定に基づき、平成24年11月30日に残余財産の国庫納付を行い、駐留軍再編促進金融勘定を廃止している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2 監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの第 1 期事業年度の、株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第 11 条に定められた業務（国際協力銀行業務）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第 16 条に定められた業務（駐留軍再編促進金融業務）に係る取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 株式会社国際協力銀行、国際協力銀行業務に係る国際協力銀行業務勘定及び駐留軍再編促進金融業務に係る駐留軍再編促進金融勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 25 年 6 月 3 日

株式会社国際協力銀行 監査役会

常 勤 監 査 役 井 本 裕 ⑩

監 査 役(社外監査役) 五十嵐 達朗 ⑩

監 査 役(社外監査役) 西尾 進路 ⑩

3 監査役の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの第 1 期事業年度の、株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第 11 条に定められた業務（国際協力銀行業務）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第 16 条に定められた業務（駐留軍再編促進金融業務）に係る取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）株式会社国際協力銀行、国際協力銀行業務に係る国際協力銀行業務勘定及び駐留軍再編促進金融業務に係る駐留軍再編促進金融勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 25 年 6 月 3 日

株式会社国際協力銀行

常勤監査役 井本 裕 ⑩

監 査 報 告 書

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの第 1 期事業年度の、株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第 11 条に定められた業務（国際協力銀行業務）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第 16 条に定められた業務（駐留軍再編促進金融業務）に係る取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）株式会社国際協力銀行、国際協力銀行業務に係る国際協力銀行業務勘定及び駐留軍再編促進金融業務に係る駐留軍再編促進金融勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 25 年 6 月 3 日

株式会社国際協力銀行

監査役（社外監査役） 五十嵐 達朗 ⑩

監 査 報 告 書

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの第 1 期事業年度の、株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第 11 条に定められた業務（国際協力銀行業務）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第 16 条に定められた業務（駐留軍再編促進金融業務）に係る取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）株式会社国際協力銀行、国際協力銀行業務に係る国際協力銀行業務勘定及び駐留軍再編促進金融業務に係る駐留軍再編促進金融勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 25 年 6 月 3 日

株式会社国際協力銀行

監査役（社外監査役） 西尾 進路 ⑩

【決算報告書】

1 国際協力銀行業務

平成24年度決算報告書

株式会社国際協力銀行 国際協力銀行業務

平成 24 年度 5030 株式会社国際協力銀行決算報告書

収 入 支 出 決 算

5031 国際協力銀行業務

平成 24 年度における

収入済額は

253,839,418,592 円

であって

支出済額は

202,796,818,924 円

である。

したがって、収入が支出を超過すること

51,042,599,668 円

である。

また、国際協力銀行業務勘定の決算において計上した株式会社国際協力銀行法

(平成23年法律第39号) 附則第47条の規定により改正された駐留軍等の再編の円滑

な実施に関する特別措置法 (平成19年法律第67号) 第18条の4第1項において読み替

えて準用する会社法第446条の剰余金の額は

63,370,291,647 円

であったので、株式会社国際協力銀行法附則第47条の規定により改正された駐留軍等

の再編の円滑な実施に関する特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する

株式会社国際協力銀行法第31条第1項並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別

措置法施行令 (平成19年政令第268号) 第14条第1項の規定により読み替えて適用する

株式会社国際協力銀行法施行令 (平成23年政令第221号) 第6条第1項及び同条第2項の

規定により

31,685,145,823 円

を同勘定の準備金として積み立て、残余の額 31,685,145,824 円

を国庫に納付することとして、決算を結了した。

次に、収入支出決算に係る各事項の総額を示せば、下表のとおりである。

1 収 入

収 入		予 算 額		収 入 済 額 (円)	収入予算額と収入済額との差 (△は減)
当 初 予 算 額 (円)	予 算 補 正 追 加 額 予算補正修正減少額(△) (円)	合 計 (円)			
738,392,793,000	0	738,392,793,000		253,839,418,592	△ 484,553,374,408

2 支 出

支 出			予 算 額		支出予算額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)
当 初 予 算 額 (円)	予 算 補 正 追 加 額 予算補正修正減少額(△) (円)	合 計 (円)	前年度繰越額 (円)	予備費使用額 (円)			
727,351,219,000	0	727,351,219,000	0	0	727,351,219,000	0	524,554,400,076

[事 項 別 内 訳]

項	事 項	支出予算額 (円)	前年度繰越額 (円)	予備費使用額 (円)	予算総則の規 定による経費 増 額 (円)	予算総則の規 定による経費 減 額 (円)	流用等増△減 額 (円)	支出予算現額 (円)	支出済額 (円)	翌年度繰越額 (円)	差引額 (円)
01 事業損金	事務運営に必要な経費	17,091,256,000	0	0	0	0	0	17,091,256,000	14,284,965,625	0	2,806,290,375
	税金	290,646,000	0	0	0	0	0	290,646,000	232,986,699	0	57,659,301
	業務委託費	2,580,893,000	0	0	0	0	0	2,580,893,000	1,442,251,620	0	1,138,641,380
	支払利息及び社債発行諸費	707,159,024,000	0	0	0	0	0	707,159,024,000	186,836,614,980	0	520,322,409,020
09 予備費	予備費	229,400,000	0	0	0	0	0	229,400,000	0	0	229,400,000

[収入支出決算額]

1 収 入

款 ・ 項 ・ 目	収 入 予 算 額 (円)	収 入 済 額 (円)	収入予算額と収入済額との差 (△は減)	増 減 理 由
0100-00 事業益金				
0101-00 事業益金	568,950,077,000	128,848,323,212	△ 440,101,753,788	
0101-01 貸付金利息	557,648,405,000	124,418,007,161	△ 433,230,397,839	貸付金の貸付利回りが予定を下回ったこと等のため
0101-02 保証料	11,301,672,000	4,279,503,457	△ 7,022,168,543	支払承諾に係る収入が予定より少なかったため
0101-03 配当金収入	0	150,812,594	150,812,594	配当金があったため
0200-00 雑収入	169,442,716,000	124,991,095,380	△ 44,451,620,620	
0201-00 運用収入				
0201-01 運用収入	4,409,400,000	1,870,787,074	△ 2,538,612,926	預け金の運用利回りが予定を下回ったこと等のため
0202-00 雑収入	165,033,316,000	123,120,308,306	△ 41,913,007,694	
0202-02 労働保険料被保険者負担金	27,774,000	22,550,451	△ 5,223,549	
0202-01 雑収入	165,005,542,000	123,097,757,855	△ 41,907,784,145	受入雑利息の収入が少なかったこと等のため
収入合計	738,392,793,000	253,839,418,592	△ 484,553,374,408	

2 支 出

項 目	支 出 予 算 額 (円)	前年度繰越額 (円)	予備費使用額 (円)	予算総則の規 定による経費 増額 (円)	流用等増△減 額 (円)	支出予算現額 (円)	支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考
01 事業損金	727,121,819,000	0	0	0	0	727,121,819,000	202,796,818,924	0	524,325,000,076	不用額を生じたのは、金利の低下に伴い支払雑利息及び外国為替資金借入金利が減少したこと等により、支払利息を要することが少なかったこと等のため
1-01 役員給	129,814,000	0	0	0	0	129,814,000	111,647,974	0	18,166,026	
1-02 職員基本給	2,803,907,000	0	0	0	0	2,803,907,000	2,609,069,675	0	194,837,325	
1-03 職員諸手当	2,069,494,000	0	0	0	0	2,069,494,000	1,658,559,499	0	410,934,501	
1-04 超過勤務手当	352,187,000	0	0	0	0	352,187,000	324,197,546	0	27,989,454	
1-05 休職者給与	86,202,000	0	0	0	0	86,202,000	47,396,846	0	38,805,154	
1-06 退職手当	708,979,000	0	0	0	0	708,979,000	483,013,241	0	225,965,759	
5-07 諸支出金	763,741,000	0	0	0	0	763,741,000	721,735,956	0	42,005,044	
2-08 旅費	1,368,389,000	0	0	0	0	1,368,389,000	1,272,346,204	0	96,042,796	
3-09 業務諸費	8,711,398,000	0	0	0	0	8,711,398,000	7,056,886,544	0	1,654,511,456	
9-10 交際費	405,000	0	0	0	0	405,000	112,140	0	292,860	
9-11 債権保全費	96,740,000	0	0	0	0	96,740,000	0	0	96,740,000	
3-12 税金	290,646,000	0	0	0	0	290,646,000	232,986,699	0	57,659,301	
5-13 業務委託費	2,580,893,000	0	0	0	0	2,580,893,000	1,442,251,620	0	1,138,641,380	
9-14 支払利息	705,359,309,000	0	0	0	0	705,359,309,000	186,274,330,686	0	519,084,978,314	
3-15 社債発行諸費	1,799,715,000	0	0	0	0	1,799,715,000	562,284,294	0	1,237,430,706	
09 予備費 (9-…)	229,400,000	0	0	0	0	229,400,000	0	0	229,400,000	
支 出 合 計	727,351,219,000	0	0	0	0	727,351,219,000	202,796,818,924	0	524,554,400,076	

平成24年度決算報告書

平成 24 年度 5030 株式会社国際協力銀行決算報告書

収 入 支 出 決 算

5032 駐留軍再編促進金融業務

平成 24 年度における

収入済額は 256,172,280 円

であって

支出済額は 43,090,014 円

である。

したがって、収入が支出を超過すること

213,082,266 円

である。

また、駐留軍再編促進金融業務が終了し、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第23条第1項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止するに際し、その剰余金の額は

209,054,182 円

であったので、駐留軍再編特別措置法第23条第2項の規定により、その全額を11月30日に国庫に納付し、同日に駐留軍再編促進金融勘定を廃止した。

次に、収入支出決算に係る各事項の総額を示せば、下表のとおりである。

1 収 入

当 初 予 算 額 (円)	収 入 予 算 額 (円)	入 予 算 額			収 入 予 算 額 (円)	収入予算額と収入済額との差 (△は減) (円)
		予 算 補 正 追 加 額 予 算 補 正 追 加 額 (△) (円)	合 計	計		
	575,283,000	0		575,283,000	256,172,280	△ 319,110,720

2 支 出

支 出 予 算 額 (円)	予 算 補 正 追 加 額 予 算 補 正 追 加 額 (△) (円)	出 予 算 額			支 出 予 算 額 (円)	支出予算額と支出済額との差 (△は減) (円)
		予 算 補 正 追 加 額 予 算 補 正 追 加 額 (△) (円)	合 計	計		
575,283,000	0		575,283,000	0	43,090,014	532,192,986

〔 事 項 別 内 訳 〕

項	事 項	支 出 予 算 額 (円)	前年度繰越額 (円)	予 備 費 使 用 額 (円)	流用等増△減額 (円)	支出予算現額 (円)	支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	差 引 額 (円)
01	事業損金								
	事務運営に必要な経費	471,101,000	0	0	0	471,101,000	40,933,042	0	430,167,958
	税金	2,690,000	0	0	0	2,690,000	2,156,972	0	533,028
	業務委託費	99,425,000	0	0	0	99,425,000	0	0	99,425,000
09	予備費	2,067,000	0	0	0	2,067,000	0	0	2,067,000

[収入支出決算額]

1 収 入

款 ・ 項 ・ 目	収 入 予 算 額 (円)	収 入 済 額 (円)	収入予算額と収入済額との差 (△は減)	増 減 理 由
0200-00 雑 収 入	575,283,000	256,172,280	△ 319,110,720	
0201-00 一般会計より受入				
0201-01 一般会計より受入	575,026,000	256,065,000	△ 318,961,000	株式会社国際協力銀行交付金の対象となる駐留軍再編促進金融業務に要する費用が予定より少なかったこと等のため
0202-00 雑 収 入				
0202-01 労働保険料被保険者負担金	257,000	107,280	△ 149,720	
収 入 合 計	575,283,000	256,172,280	△ 319,110,720	

2 支 出

項 目	支 出 予 算 額 (円)	前年度繰越額 (円)	予備費使用額 (円)	流用等増△減 額 (円)	支出予算現額 (円)	支 出 済 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不 用 額 (円)	備 考
01 事業損金	573,216,000	0	0	0	573,216,000	43,090,014	0	530,125,986	不用額を生じたのは、諸謝金支出が予定より少なかったこと等により、業務諸費を要することが少なかったこと等のため
1-01 役員給	1,233,000	0	0	0	1,233,000	516,190	0	716,810	
1-02 職員基本給	26,319,000	0	0	0	26,319,000	12,479,331	0	13,839,669	
1-03 職員諸手当	13,091,000	0	0	0	13,091,000	5,821,003	0	7,269,997	
1-04 超過勤務手当	3,339,000	0	0	0	3,339,000	1,764,406	0	1,574,594	
1-05 退職手当	6,679,000	0	0	0	6,679,000	3,401,028	0	3,277,972	
5-06 諸支出金	7,080,000	0	0	0	7,080,000	3,208,165	0	3,871,835	
2-07 旅費	31,931,000	0	0	0	31,931,000	0	0	31,931,000	
3-08 業務諸費	381,425,000	0	0	0	381,425,000	13,742,919	0	367,682,081	
9-09 交際費	4,000	0	0	0	4,000	0	0	4,000	
3-10 税金	2,690,000	0	0	0	2,690,000	2,156,972	0	533,028	
5-11 業務委託費	99,425,000	0	0	0	99,425,000	0	0	99,425,000	
09 予備費 (9-...)	2,067,000	0	0	0	2,067,000	0	0	2,067,000	
支 出 合 計	575,283,000	0	0	0	575,283,000	43,090,014	0	532,192,986	

3 監査役の意見書

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第22条第1項の規定により読み替えて適用する株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）第27条第1項の規定による

監査役の意見

国際協力銀行業務に係る平成24年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成25年6月3日

株式会社国際協力銀行

監査役 井本 裕 ⑩

監査役 五十嵐 達朗 ⑩

監査役 西尾 進路 ⑩

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第22条第1項の規定により読み替えて適用する株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）第27条第1項の規定による

監査役の意見

駐留軍再編促進金融業務に係る平成24年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成25年6月3日

株式会社国際協力銀行

監査役 井本 裕 印

監査役 五十嵐 達朗 印

監査役 西尾 進路 印

【財産目録】 1 国際協力銀行業務勘定

財産目録（平成25年3月31日現在）

摘 要		金 額 (円)	摘 要	金 額 (円)
(資 産 の 部)				
現 金	預 け 金	837,986,566,765	有 形 固 定 資 産	28,206,401,022
現 預 け	金	330,000	建 物	3,166,637,008
預 行 等	預 け 金	837,986,236,765	土 地	24,694,892,962
銀 行	預 け 金	335,739,946,421	リ ー ス 資 産	37,940,979
外 貨	預 け 金	502,246,290,344	建 設 仮 勘 定 資 産	5,491,353
買 現 貨	先 勘 定	284,902,723,177	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	301,438,720
有 価 証 券	口		事 業 用 動 産	1,352,404,177
そ の 他 の 証 券	22	122,181,386,140	無 形 固 定 資 産	1,340,520,977
出 資 金	1	433,513,476	ソ フ ト ウ エ ア	11,883,200
外 貨 出 資 金	13	77,148,966,977	リ ー ス 資 産	2,400,699,411,874
外 貨 株 式 出 資 金	5	22,596,448,687	支 払 承 諾 見 返 金	△ 138,891,530,803
外 国 債 券	3	22,002,457,000	貸 倒 引 当 金	14,430,245,057,070
貸 出 金			資 産 合 計	
証 書 貸 付 産	1,172	10,555,128,094,224		
そ の 他 の 資 産		338,679,600,494		
前 払 費 用		307,842,282		
未 収 貸 付 金 利 息		34,558,077,047		
未 収 貸 保 証 料		32,300,226,046		
未 収 受 入 手 数 料		789,758,501		
未 収 預 け 金 利 息		1,077,761,721		
未 収 買 現 先 利 息		45,939,636		
未 収 そ の 他 の 受 入 利 息		1,302,447		
未 収 外 国 債 券 利 息		1,579,939		
そ の 他 の 未 収 収 益		86,938,216		
金 融 派 生 商 品		254,570,541		
そ の 他 の 資 産		264,231,930,173		
仮 払 金		39,581,750,992		
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金		169,337,620		
そ の 他 の 資 産		39,070,000,000		
		342,413,372		

【国際協力銀行業務勘定】

摘 要		金 額 (円)	金 額 (円)
(負 債 の 部) 借 入 金 外 国 為 替 資 金 借 入 金 財 政 融 資 金 借 入 金 社 会 其 他 負 債 未 払 費 用 未 払 借 入 金 利 息 未 払 社 債 利 息 未 払 そ の 他 支 払 利 息 そ の 他 未 払 費 用	口		前 金
	218	7,234,598,242,602	50,284,105,251
	147	3,743,533,242,602	32,654,894,278
	71	3,491,065,000,000	58,815,768
	30	2,215,962,194,438	106,045,624,596
		216,171,039,028	789,527,483
		27,127,599,135	9,034,482
		14,675,625,835	7,062,631
		12,106,108,421	105,240,000,000
		7,820,317	445,642,759
		338,044,562	5,403,368
			15,595,428,450
			29,506,750
			2,400,699,411,874
			12,083,506,869,269
			2,346,738,187,801

2 駐留軍再編促進金融勘定

財 産 目 録 (平成24年11月30日現在)

財産目録(平成24年11月30日現在)については、資産及び負債がないため該当がない